

# 大阪府母子・父子・寡婦福祉資金一覧表

令和5年度版

資金名	対象	資金用途	貸付限度額(円)	貸付限度期間	据置期間	償還期間	利子	違約金
技能習得資金	ひとり親家庭の親寡婦等	就労に必要な知識技能を習得する際に必要となる授業料等に充てる資金	月額 68,000 自動車運転免許取得 460,000 (ただし、直接就労に必要な場合)	習得期間中 5年以内	習得期間 満了後1年	16年以内※1	無利子 ※2	
生活資金	ひとり親家庭の親寡婦等	技能習得期間中の生活を維持するための資金	月額 141,000 (親が生計中心者でない場合 70,000)	習得期間中 5年以内	習得期間 満了後 6か月	16年以内※1		
		医療介護を受けている期間中の生活を維持するための資金	月額 108,000 (親が生計中心者でない場合 70,000) ※養育費取得のための裁判費用は 12か月相当の一括貸付が可能	医療介護を受けている 期間1年以内	貸付期間 満了後 6か月	5年以内		
		失業期間中の生活を維持するための 一時的な資金		離職日の 翌日から 1年以内		5年以内		
		配偶者のない女子又は男子となって7年 未満のひとり親家庭の生活を安定させる ための資金		期間の定めなし (ただし貸付 金額上限 259.2万円)		8年以内		
	配偶者のない女子又は男子となって7年 未満で、養育費取得の裁判費用に充て る資金	—		8年以内				
ひとり親家庭の親	児童扶養手当受給相当まで収入が減少 した家計急変者で、手当を受給するま での間の生活を安定させるための資金	児童扶養手当に準拠した額 (全部支給の額)の範囲内	原則3か月以内		10年以内			
医療介護 資金	ひとり親家庭の 親又は児童等 寡婦等	医療を受ける際に必要となる費用に充て る資金	340,000 (特に経済的に困難な事情に あると認められる場合 480,000)	1年以内	貸付期間 満了後 6か月	5年以内		
	ひとり親家庭の親 寡婦等	介護保険の保険給付に係るサービスを受 ける際に必要な費用に充てる資金	500,000	1年以内		5年以内		
住宅資金	ひとり親家庭の親 寡婦等	現に居住・所有する住宅の補修・保全等 の費用に充てる資金	1,500,000 (災害等特別な場合 2,000,000)	—	6か月	7年以内		
転宅資金	ひとり親家庭の親 寡婦等	住居の移転に際し必要な敷金・運送料等 に充てる資金	260,000	—	6か月	3年以内		
結婚資金	ひとり親家庭の親 寡婦等	扶養する子の婚姻に際し、挙式披露や 家具購入等の費用に充てる資金	310,000	—	6か月	5年以内		
就職支度 資金	ひとり親家庭の 親又は児童等 寡婦等 父母のない児童	就職に際し、直接必要となる被服・履物 の購入等に充てる資金	105,000 (通勤不便地における通勤用 自動車購入の場合 340,000)※3	—	1年	6年以内		
修業資金	ひとり親家庭の児童等 寡婦が扶養する子 父母のない児童	就労に必要な知識技能を習得する際に 必要となる授業料等に充てる資金	月額 68,000 自動車運転免許取得 460,000 (ただし、直接就労に必要な場合で、 高校3年在学時に就職内定などを 受けた児童)	習得期間中 5年以内	習得期間 満了後1年	16年以内※1	無利子	
修学資金	ひとり親家庭の児童等 寡婦が扶養する子 父母のない児童	高校・大学等の修学において必要となる 授業料・教科書代・通学費等に充てる 資金	裏面のとおり	学校の 定める 最短修 業年限	卒業後 6か月	16年以内※1 (専修学校(一般) は5年以内)		
就学支度 資金	ひとり親家庭の児童等 寡婦が扶養する子 父母のない児童	高校・大学等への入学に際し必要となる 入学金や被服の購入等に充てる資金	裏面のとおり	—	卒業後 6か月	16年以内※1 (専修学校(一般) 修業施設は 5年以内)		
事業開始 資金・事業 継続資金	新規貸付は行っていません。※4							

延滞元利金額につき年3%

※1 大阪府の取扱要領上の償還期間です。貸付申請時には、原則上記償還期間を上限として償還期間を設定していただきます。

※2 技能習得資金・就職支度資金(配偶者のない親に係る場合)・医療介護資金・生活資金・住宅資金・転宅資金・結婚資金で、連帯保証人を立てられない場合、年1.0%の有利子での貸付となります。

※3 大阪府内では、通勤不便地はないため自動車購入費用は原則貸付対象外です。

※4 事業開始資金及び事業継続資金は、事業のリスクが高くひとり親家庭等の自立を阻害するケースが多いため、新規貸付は行っていません。

※ 児童:(配偶者のない親が扶養する)20歳に満たない者

(裏面)

## 大阪府母子・父子・寡婦福祉資金 就学支度・修学資金 貸付限度額一覧表

学校等種別	資金名 貸付限度額		就学支度資金 貸付限度額(円)	修学資金 貸付限度額(月額・円)	
	区 分				
高等学校 専修学校 (高等課程)  ※高等教育授業料実質無償化のため、授業料相当分は貸付対象外	国公立	自宅通学	150,000	27,000	
		自宅外通学	160,000	34,500	
	私 立	自宅通学	410,000	45,000	
		自宅外通学	420,000	52,500	
高等専門学校  ※国の支援金部分は 貸付対象外	国公立	自宅通学	410,000	1・2・3年	4・5年
		自宅外通学	420,000	31,500	67,500
	私 立	自宅通学	580,000	48,000	98,500
		自宅外通学	590,000	52,500	115,000
専修学校 ※1 (専門課程)	国公立	自宅通学	410,000	67,500	
		自宅外通学	420,000	78,000	
	私 立	自宅通学	580,000	89,000	
		自宅外通学	590,000	126,500	
短期大学 ※1	国公立	自宅通学	410,000	67,500	
		自宅外通学	420,000	96,500	
	私 立	自宅通学	580,000	93,500	
		自宅外通学	590,000	131,000	
大学 ※1	国公立	自宅通学	410,000	71,000	
		自宅外通学	420,000	108,500	
	私 立	自宅通学	580,000	108,500	
		自宅外通学	590,000	146,000	
大学院	国公立	修士課程	380,000	132,000	
		博士課程		183,000	
	私 立	修士課程	590,000	132,000	
		博士課程		183,000	
専修学校(一般課程)		自宅通学	150,000	52,500	
		自宅外通学	160,000		
修業施設	中卒者	自宅通学	150,000	修業資金による貸付	
		自宅外通学	160,000		
修業施設	高卒者	自宅通学	272,000		
		自宅外通学	282,000		

※1 大学等における修学の支援に関する法律に基づく修学支援(高等教育の修学支援新制度)対象者は、貸付限度額から授業料・入学金減免額及び給付型奨学金受給額を差し引いた範囲内で貸付可能です。貸付を受けた後、減免や給付型奨学金の支給があった場合は、貸付分と重複する金額について、貸付金の減額又は償還をしていただく必要があります。

- ・専修学校(専門課程)は、日本学生支援機構の対象校のみ貸付対象となります。
- ・専修学校(高等課程)は、大阪府育英会の対象校のみ貸付対象となります。
- ・日本学生支援機構や大阪府育英会等の奨学金の貸付を受けられる方は、必要と認められる場合、貸付限度額から奨学金の貸付額を差し引いた差額の範囲内で貸付可能です。
- ・子が貸付を受ける場合には、親又は第三者で償還能力を有する者を連帯保証人に立てていただく必要がありますが、親が貸付を受ける(親が借主、子が連帯借主となる)場合には、連帯保証人は不要です。
- ・児童扶養手当法施行令第4条の計算方法により算出した前年所得が682万円(年収目安900万円)を超える場合は、修学資金の貸付限度額が異なります。